

令和7年度 豊田市立衣丘小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) いじめについての基本的な認識

児童は、生まれながらにして、一人一人が独立した人格をもつかけがえのない存在であり、自らの力で未来を切り開く主体であり、児童の心と体が大切にされなければならない。

いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。だからこそ、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、すべての教職員がいじめ防止に取り組まなければならない。

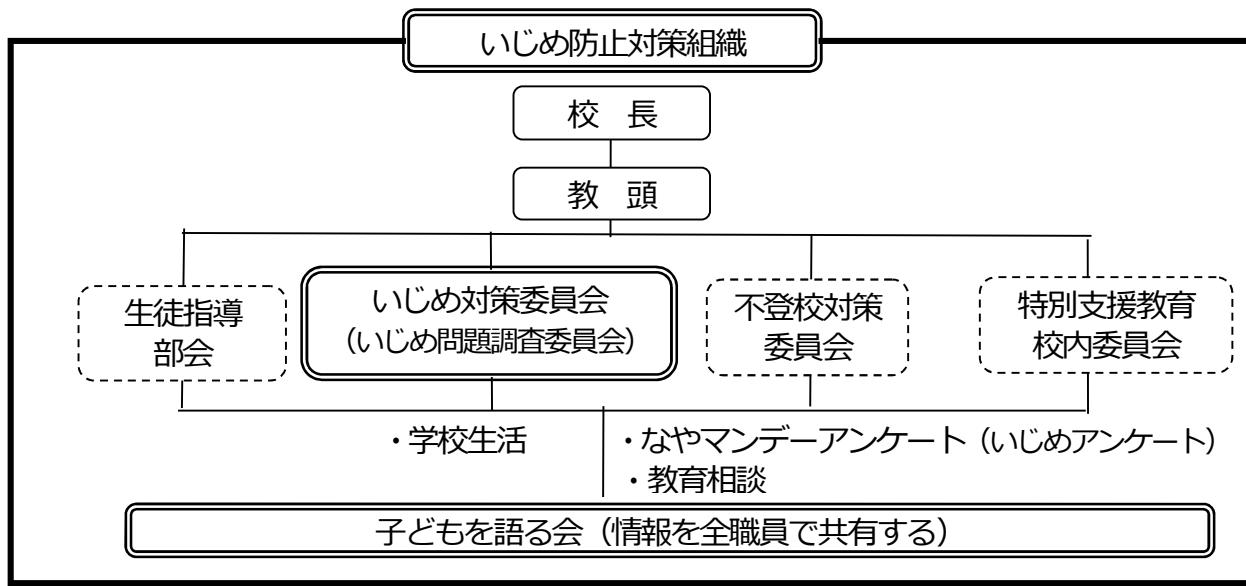
(2) いじめに対する基本姿勢

これらの基本的な考えを基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ防止対策組織」として、「いじめ対策委員会」と「子どもを語る会」を設置し、ささいないじめの兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携し、適切な援助を求める。



(1) 「いじめ対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・月1回の定期的な「子どもを語る会」（8月を除く）を通して、いじめに関する児童の実態の把握と共通理解を図る。

- ・学校対策組織として、「いじめ対策委員会」を組織し、機能させる。

- ・学校評価アンケートを実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

- ・教育委員会、豊田市青少年相談センター（パルクとよた）などの関係機関や専門機関等の連携を密にする。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「衣丘小学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。

- ・児童観察を通した日常的な把握と情報交換、定期的な「子どもを語る会」の開催による児童の実態と指導方針の共通理解、「教育相談アンケート」・「なやマンデーアンケート」（いじめアンケート）や教育相談の結果の集約・分析・対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。

- ・教職員の資質能力向上を目指し、いじめ防止に関する校内研修や伝達講習を計画・実施する。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校自己評価結果等を発信する。

エ いじめへの対処

- ・いじめがあった場合、あるいは、いじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、いじめの解消にむけた指導・支援体制を組織する。

- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

- ・必要に応じて、指導・支援の方針と結果について「いじめ早期相談票」を作成し、教育委員会へ報告する。

- ・いじめ解消の判断をする。

- ・重大事態が起きた場合、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、対応を協議する。なおこの場合「臨時いじめ対策委員会」は「いじめ問題調査委員会」を兼ねる。

- ・犯罪行為が疑われるいじめについて、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、警察への相談・通報の必要性を判断する。

- ・警察との連携が必要と判断した場合、また、判断に迷う場合は、パルクとよた担当指導主事へ連絡し、あわせて「いじめ早期相談票」を提出する。

- ・パルクとよたの指示のもと、学校から警察署（生活安全課）へ連絡・通報し、適切な援助を受ける。

(2) いじめ対策委員会の構成員

<教職員>

- | | | | |
|-----------------------------------|-------------------|----------------|-------|
| ○校長 | ○教頭（教育相談コーディネーター） | ○教務主任 | |
| ○校務主任 | ○教育相談主任 | ○生徒指導主任 | ○学年主任 |
| ○養護教諭 | ○スクールカウンセラー | ○スクールソーシャルワーカー | 等 |
| ※必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する方を加える | | | |
| ○主任児童委員 | ○学校運営協議会委員 | ○育友会代表者 | 等 |

(3) 「子どもを語る会」の役割

- ・全教職員で児童の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

(4) 「いじめ対策委員会」「子どもを語る会」の開催時期

- ア 学校全体の様子を把握し、いじめ防止・いじめ対策に努めるために、定期的に「いじめ対策委員会」を開催する。
- イ 毎月職員会議後、「子どもを語る会」を開催し、日常の児童の実態を全職員で共通理解し、対応策の検討や方針の徹底をする。
- ウ 緊急にいじめ事案への対応が求められる場合については、「いじめ対策委員会」を臨時に開催する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) 未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 全ての教職員が学校いじめ防止基本方針を共有し、いじめやその対応について正しく理解し、認識して教育活動に取り組む。
- エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- オ デジタル・シティズンシップ教育を推進し、児童がインターネットやSNSの正しい利用とマナーについての理解を深め、責任ある行動ができるようとする。
- カ 感染症などに関連するいじめや偏見、差別をなくすよう学校全体で指導する。
- キ 児童自らがいじめについて考え、主体的に行動できる取組を充実させる。
- ク フレンドリー週間に行う縦割り活動や特色ある学校づくりへの取組（みかんの栽培やみかん祭り）、授業での異学年間交流など、異年齢集団の中で心の交流を重視し、思いやりや協調性など、集団の中での自己有用感や他者信頼感、集団への適応力を育てる。

(2) 早期発見の取組

- ア 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- イ アンケートや教育相談について、定期的に実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。（6月・11月の教育相談週間と「教育相談アンケート」それ以外で8月を除く月の「なやマンデーアンケート」の実施）

- ウ 「先生たすけて」を活用し、心配なことを相談できる環境を整え、児童の小さなSOSの把握に努める。
- エ 月に1回、「教育相談アンケート」・「なやマンデーアンケート」の後に「教員チェックシート」を実施することに加え、年2回の「hyper-Qu」を実施する。これらの結果から、学級の様子や個々の児童の様子を把握し、いじめの兆候の把握に努める。
- オ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- カ 教職員間で情報共有する「子どもを語る会」を定期的に設け、一人の判断で見逃したり、抱え込んだりすることがないようにする。
- キ 「いじめのサイン発見チェックシート(保護者用)」を学校ホームページに掲載し、保護者が早期発見できるようにする。

(3) いじめへの対処

- ア いじめの発見・通報を受けたら、速やかに管理職へ報告をあげ、「臨時いじめ対策委員会」を開催し、組織的に対応する。
- イ いじめを受けた児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ いじめの状況について児童に聴き取りを行う際には、客観的な事実を把握するよう心がけ、丁寧に記録し、事実を正確に把握できるようにする。
- エ 記録は、事実が正確に記録されるようにし、適切に管理・保存する。
- オ いじめを行った児童には教育的な配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- カ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、豊田加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- キ 対応が困難な場合などは、パレクとよたに対応の相談をし、適切な助言を受ける。
- ク いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ケ 学校外で発生したいじめについて、児童が所属する団体等がある場合は、当該団体等と連携して対応、指導、見守りを行う。
- コ インターネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局とも連携して行う。

(4) いじめ解消の目安

いじめが止んだと判断できる状態でも、3か月を目安に十分な経過観察と適宜面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

<いじめが止んだと判断する目安>

- ・いじめを受けた児童が、現在いじめないと自覚している。
- ・いじめを受けた児童の保護者が、現在いじめないと判断できる。
- ・周りの児童や教師から見て、現在いじめないと判断できる。

4 いじめの重大事態の疑いがある事案発生時の対応

- (1) いじめの重大事態が疑われる場合は、速やかに教育委員会に状況を報告し、早期解決を図る。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ問題調査委員会（いじめ対策委員会が兼ねる）」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、いじめを受けた児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C A サイクル（P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N）で見直し、実効性のある取組となるように努める。
- (2) 教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」「【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え」を2回（7月、12月）、「保護者アンケート」を年1回（11月）実施し、いじめ対策委員会での取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修（O J T 研修）を年1回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

〈 参考資料 取組の年間計画 〉

	いじめ防止対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ～	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○相談室やSCについて児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導（心と体の成長）	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定 ○なやマンデーアンケート→対応	○「学校いじめ基本方針」の説明 ○個別懇談会（希望者）
5月		○いじめ対策委員会①	○1年生を迎える会 ○縦割り活動によるみかんプレート付け（異年齢集団活動）	○なやマンデーアンケート→対応	○学校公開
6月			○デジタル・シティズンシップ教育の推進 ○縦割り活動によるみかん摘果（異年齢集団活動） ○フレンドリー週間 ○hyper-Qu 実施	○教育相談アンケート ○教育相談週間	○学校公開・家庭教育懇談会 ○学校運営協議会 ○民生児童委員会
7月			○生徒指導（夏休みの生活）	○なやマンデーアンケート→対応	○学校公開
8月		○中間評価→検証 ○現職研修①「児童理解とカウンセリング」	○児童理解に関する教員研修		○地域子ども会行事参加
9月		○いじめ対策委員会②		○身体測定 ○なやマンデーアンケート→対応	○個別懇談会
10月		○現職研修②（ケーススタディ）	○運動会	○なやマンデーアンケート→対応	○運動会来賓招待
11月			○「みかん祭り」（異年齢集団活動） ○hyper-Qu 実施	○教育相談アンケート ○教育相談週間	○保護者への学校評価アンケート ○みかん祭り来賓招待 ○感謝の会（地域の方々に對して）
12月			○人権週間（講話） ○フレンドリー週間 ○赤い羽根募金活動 ○生徒指導（冬休みの生活）	○なやマンデーアンケート→対応	○個人懇談会（希望者）
1月		○学校自己評価	○保健指導（命の大切さ）	○身体測定 ○なやマンデーアンケート→対応	○学校公開（なわとび大会）
2月		○いじめ対策委員会③	○学習発表会 ○縦割り活動によるみかんお礼会（異年齢集団活動） ○フレンドリー週間	○なやマンデーアンケート→対応	○学習発表会参観 ○学校運営協議会
3月		○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○6年生を送る会 ○卒業式に向けた全校の取組 ○生徒指導（春休みの生活）	○なやマンデーアンケート→対応 ○文科省「生徒指導上の諸課題調査」によるいじめ調査	○学校自己評価の結果を検証
通年		○校内のいじめに関する情報の共有（子どもを語る会） ○対応策の検討 ○云達講習を定期的に開催(OJT)	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○生活安全委員会あいさつ運動 ○保健指導（心と体の成長）	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○給食と一緒に食べる ○一緒に遊ぶ	○自治区あいさつ運動 ○登校指導（育友会） ○下校指導（高齢者クラブを中心としたスクールガード）